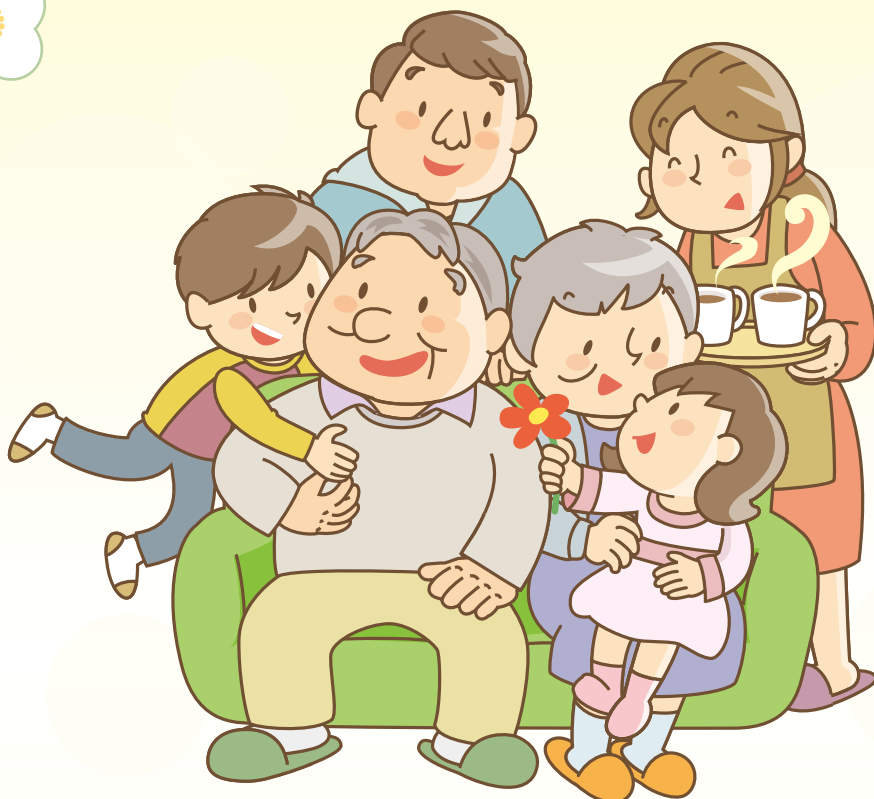
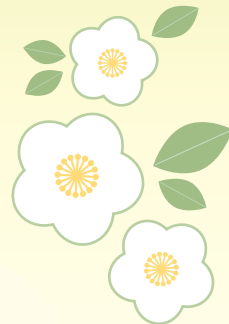
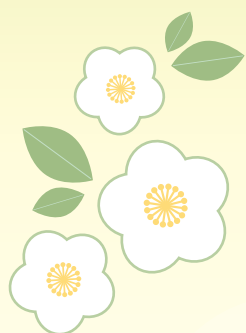


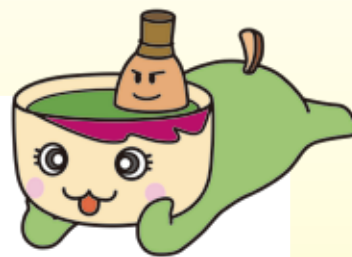
消費生活センター ご利用ガイド



消費に関するお困りごと、ご相談ください。
(契約に関すること、借金返済に関する事など)

ご存知ですか？

- 🍃 契約は口約束でも成立します。
- 🍃 結んでしまった契約は、守らなくてはなりません。
- 🍃 事業者から脅されたり、誤った情報を聞かされたりしていませんか？
- 🍃 不適切な契約はクーリング・オフできる場合があります。
- 🍃 西尾市消費生活センター（☎65-2161）にお問い合わせください。



西尾市

消費者被害の予防についても ご相談ください。

消費生活センターでは消費に関する知識の提供、くらしに役立つ情報の発信も行います。
消費に関する正しい知識を身につけて消費者被害を防ぎましょう。

不要な訪問販売・電話勧誘はハッキリ断る



- ・訪問販売や電話勧誘業者の話を、最後まで聞く必要はありません。
- ・電話勧誘の場合は、「**要りません**」と告げて電話を切ってください。
- ・訪問販売の場合は、家の中に入れず、「**要りません、帰ってください**」と告げてください。訪問業者が居座るようであれば**警察署に通報**してください。
西尾警察署（☎57-0110）
- ・裏表紙にステッカーを添付しています。ご活用ください。



その場で契約したり お金を渡さず 必ず誰かに相談する

- ・ひとりで判断せず、**家族の方や信頼出来る人**または消費生活センターにご相談ください。
- ・一度支払ってしまったお金を取り返すのは非常に困難です。



携帯電話・口座を 第三者に貸さない

- ・携帯電話や口座を第三者に貸すこと（名義貸し）は違法行為です。
- ・問題解決の上で大きな障害となりますので、**絶対に貸さない**でください。



現金を郵送しない

- ・現金を普通郵便（レターパック等含む）で郵送することは違法行為です。
- ・詐欺です。**絶対に送らない**でください。
- ・品名を、「野菜」と偽るなど、虚偽の記載を求めるのも詐欺の手口です。



ご家族、ご友人に 変わった様子はありませんか？

ご家族・ご友人の方が何かに悩んでいたり、家の中に物が異常に増えていたりしませんか？
消費者被害は自分が被害に遭っていることに気付かなかったり、恥ずかしいと思って言い出せないままになっていることがあります。
思い当たる点があれば、ぜひ相談にのってあげてください。



製品を正しく使う

- ・製品は説明書をよく読み、正しく使ってください。
- ・製品を選ぶときは用途をよく考えましょう。
- ・定期的に点検、清掃を行ってください。
- ・不具合が起きた際は、写真をとっておきましょう。



通信販売に注意する

- ・通信販売はクーリング・オフできません。購入前に販売条件をよく確認してください。
- ・市場価格に比べて極端に安い商品の購入は避けましょう。（偽物が送られてくる、商品を送ってこないなどの危険性があります）
- ・「お試し」をうたう通信販売は、定期購入が条件になっていないかをよく確認しましょう。
- ・個人名口座への振込は慎重にしましょう。



ワンクリック詐欺に注意する

- ・インターネット画面上に突然、「登録完了」など并表示し、高額な登録料金、退会手数料等を請求するのがワンクリック詐欺です。
- ・**ワンクリック詐欺の対処法は ⇒ 関わらない・無視する・払わない**
- ・インターネットで検索すると公的機関によく似た名称等で、「ワンクリック詐欺救済」をかたる業者がいます。不必要な調査料金を請求されるなどの二次被害を招く恐れが高いため、絶対に連絡しないでください。
- ・請求画面が消えないなど、お困りの際は消費生活センターにご相談ください。



消費生活講座(出前講座)をご利用ください。

消費生活センターでは消費者被害防止のための講座(1時間程度)を実施しています。町内会等10名以上のグループから利用が可能です。是非ご活用ください。



お問い合わせ

講座内容について ▶ 消費生活センター(☎65-2161)
申込方法について ▶ 生涯学習課(☎55-3515)

消費者トラブルに気づいたら、 すぐにご相談ください

不安に感じたとき、怖いと思ったとき、思いがけないことに巻き込まれてしまったとき。
一人で悩まず、すぐに消費生活センターにご相談ください。

●こんなことはありませんか？●

ある日、知らない女性が訪ねてきた ～訪問販売～

「こんにちは、
少しお時間いいですか？」
高額なサプリメントや
数珠、布団、新聞などを
勧めてくる…。



ある日、知らない男性が訪ねてきた ～訪問販売・点検商法～

「屋根瓦が
ずれているようです、
すぐ修理しないと
大変な事になりますよ」
本当に修理が
必要なのだろうか？



ある日、電話がかかってきた ～電話勧誘・劇場型勧誘詐欺～

「あなたにパンフレットが
届いているはずです。
絶対に迷惑はかけないので
代わりに買ってください。
名義を貸してください。」
名義貸すだけ？大丈夫だろうか？



ある日、お友達に誘われた ～マルチ商法(連鎖販売取引)～

「すぐにお金になる
いい話があるの。
一度会って話を
聞いて欲しいの」
顔なじみに誘われたけど、
そんなうまい話あるの
かな？



ある日、業者がやってきた ～訪問購入～

「いらない着物があったら
高く買い取ります。
見せてくれるだけでも
大丈夫！貴金属も
見せてくださいね。」
必要なものまで持って
行ってしまった…。



成年後見制度をご存知ですか？

成年後見制度とは、認知症などにより
十分な判断能力を失った方などを、法
律面や生活面で保護支援するための制度です。こ
の制度を利用することで、高齢者を狙った悪質商
法等によるトラブルを防ぎ、より安心な日常生活
を送る事ができる場合があります。
詳しくは、西尾市成年後見センターにご相談くだ
さい。(☎56-5900)



ある日、頼んだ覚えのない荷物が届いた ～送り付け商法～

自分の留守中に家族が
代引きの荷物を
受け取ってくれた。
でも、こんな商品
頼んだ覚えがない。



ある日、製品を使っていたらケガをした ～製品事故～

孫が自転車で走行中、
突然ハンドルが折れて
転んでしまった。
製品に欠陥が
あったのでは
ないだろうか？



ある日、借金が返済できなくなった ～多重債務～

退職前にローンで
家を建てたが、
返済が苦しい。
足りない分をカードローンで
支払ってきたが、
そろそろ限界だ…。



ある日、習い事をやめることにした ～契約解除～

家庭の事情で
パソコン教室を
やめることにした。
今月分の月謝は支払済だが、
行かない分を返して
もらえないだろうか。



クーリング・オフ制度をご存知ですか？

クーリング・オフ制度とは、定められた期日
内であれば「無条件」で解約することができる
消費者の為の制度です（説明にあるような
勧誘・訪問を受けたときや内職モニター商法
など）。

**クーリング・オフ期間は契約方法・種類に
よって8日間と20日間があります。**

8日

訪問販売／電話勧誘販売／
特定継続的役務提供／訪問購入

20日

連鎖販売取引／業務提供誘引販売取引



なお、通信販売には、クーリング・オフに関する
規定はありませんが、事業者の基準により
「返品特約」が設けられている場合があります。
詳しくは、西尾市消費生活センターにご相談
ください。（☎65-2161）

郵便はがき	
□□□□□□	
〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇株式会社
	代表者様
契約解除通知書 契約年月日 平成〇〇年〇月〇日 書面受領日 平成〇〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇円 販売会社名 〇〇〇株式会社 担当者 〇〇氏 右記日付の契約は解除します。 なお、速やかに支払済の〇〇〇円を返金し、 商品を引き取ってください。 平成〇〇年〇月〇日 住所氏名	



こんなハガキには
ご注意ください



架空請求ハガキにご注意!!

【こんな相談が急増しています】

「契約不履行により訴状が提出された」「給料、動産、不動産を差し押さえる」といった内容の「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが突然届き、裁判を取り下げるためには最終期日までに「**法務省管轄支局 民事訴訟管理センター**」に電話するようにと書かれているがどうしたらよいか。

【アドバイス】

- こうしたハガキは不特定多数に送りつける架空請求であり、**相手にする必要はありません**。無視して、関わらないでください。
- ハガキに記載された相談窓口に連絡しないでください。記載された番号に電話すると、ご自身の電話番号が知られてしまうとともに、さらに不安をあおる話を聞かされ、現金やギフトカードの購入を求められます。
- このようなハガキが届いたら、消費生活センターにご相談ください。

ハガキの一例

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されましたことをご通知致します。管理番号(ク)338 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による**執行証書の交付**を承諾していただくようお願い致します。裁判取り下げなどのご相談にしましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますので**プライバシー保護**の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年6月14日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関3丁目1番7号
取り下げ等のお問合せ窓口 00-0000-0000
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

西尾市消費生活センター

西尾市寄住町下田22番地
(市役所会議棟1階)

TEL : 0563-65-2161

FAX: 0563-53-1753

相談時間 月～金曜日 年末年始(12月29日～1月3日)、
国民の祝日を除きます。
9:00～16:00(予約優先)

〈市役所と警察の間の建物1階です〉

⚠ 消費生活センターご利用時の注意点

- 1 ご本人様をご相談ください。**
ご本人様の意思を確認の上で相談を進めさせていただきます。
- 2 資料等をお持ちください。**
相談の際は、契約書・相談内容の分かる資料等をお持ちください。
- 3 書類等は返却しません。**
一旦資料としてご提供いただいた書類(コピー等)は原則返却しません。
- 4 個人情報をお聞きすることがあります。**
相談にあたり、個人情報等をお聞きすることがあります。ご承知ください。
- 5 事前予約にご協力ください。**
直接窓口にお越しいただいた場合、混雑状況によってお待ちいただく場合があります。また、事前に資料を準備しますので、ご予約いただくと相談がスムーズです。

玄関に貼ってください。

